

# 評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人明和福祉会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和福祉会(以下「法人」という)定款第八条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

## (報酬)

第2条 評議員の報酬は、これを支給しない。

## (費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、一定額の費用を弁償する。または、その職務のため出張したときは、別途に定める職員等の旅費規程に基づき、費用を弁償する。

## (公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (委任)

第6条 この規程の実施は、理事長に委任する。

## 附則

1. この規程は、平成29年6月19日から施行する。

# 役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人明和福祉会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和福祉会(以下「法人」という)定款第二十二条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 報酬等の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員については、報酬のみを支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しない。

## (報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に支給する報酬の額は、次の号に定める額を上限として、評議員会において決議する。

- (1) 報酬 別表に定める額

## (報酬等の支給方法)

- (1) 報酬等の支給方法については、職員給与規程にならうものとする。

## (費用弁償)

- (2) 役員が理事会、幹事会等の法人業務を行う場合は、一定額の費用を弁償する。または、その職務のため出張したときは、別途に定める職員等の旅費規程に基づき、費用を弁償する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施は、理事長に委任する。

#### 附則

1. この規程は、平成29年6月19日から施行する。

別表(第4条の1 報酬)

(上限) 月額 356,000円

※山梨県職員給与条例に規定する行政職給料表 7級の再任用  
職員に適用される額

(常勤役員の報酬) 上限の8割 284,800円  
とする。(現在適用なし)

附則 2

この別表は、平成29年6月19日から施行する。

以上